

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第59号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分課等)</p> <p><b>第3条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の文化・スポーツ交流局に次の課を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>SAGA2023</u>総務企画課</p> <p>(5) <u>SAGA2023</u>競技式典課</p> <p>(6) <u>SAGA2023</u>施設調整課</p> <p>(7) 略</p> <p>5 略</p> <p>(地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> 地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>SAGA2023</u>総務企画課</p> <p>ア 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「<u>SAGA2023</u>」という。）の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>イ <u>SAGA2023</u>の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関</p>	<p>(分課等)</p> <p><b>第3条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の文化・スポーツ交流局に次の課を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>SAGA2024</u>総務企画課</p> <p>(5) <u>SAGA2024</u>競技式典課</p> <p>(6) <u>SAGA2024</u>施設調整課</p> <p>(7) 略</p> <p>5 略</p> <p>(地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> 地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>SAGA2024</u>総務企画課</p> <p>ア 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「<u>SAGA2024</u>」という。）の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>イ <u>SAGA2024</u>の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関</p>

改正前	改正後
<p>すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(5) <u>SAGA2023</u> 競技式典課</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>SAGA2023</u>の式典に関すること。</p> <p>(6) <u>SAGA2023</u> 施設調整課</p> <p>ア <u>SAGA2023</u>の施設に関すること。</p> <p>イ <u>SAGA2023</u>の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(部の主管課等)</p> <p><b>第18条</b> 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。</p> <p>(1) 政策部 <u>主として政策の調整を総括する第22条第2項に規定する政策調整監(甲)及び当該政策調整監(甲)が指揮監督する第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(室)</p> <p><b>第19条</b> 危機管理防災課に消防保安室及び防災航空センター準備室を、法務私学課に私立中高・専修学校支援室を、人事課に行政経営室を、情報課に<u>情報化推進室</u>を、さが創生推進課に移住支援室を、文化課に文化財保護室を、スポーツ課に競技力向上推進室を、くら</p>	<p>すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(5) <u>SAGA2024</u> 競技式典課</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>SAGA2024</u>の式典に関すること。</p> <p>(6) <u>SAGA2024</u> 施設調整課</p> <p>ア <u>SAGA2024</u>の施設に関すること。</p> <p>イ <u>SAGA2024</u>の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(部の主管課等)</p> <p><b>第18条</b> 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。</p> <p>(1) 政策部 政策の調整を<u>推進する第23条第2項に規定する政策調整監(乙)(当該職が置かれていない場合は、政策の調整を総括する第22条第2項に規定する政策調整監(甲))のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(室)</p> <p><b>第19条</b> 危機管理防災課に消防保安室及び防災航空センター準備室を、法務私学課に私立中高・専修学校支援室を、人事課に行政経営室を、情報課に<u>デジタルイノベーション室</u>を、さが創生推進課に移住支援室を、文化課に文化財保護室を、スポーツ課に競技力向上推</p>

改正前	改正後
<p>しの安全安心課に交通事故防止特別対策室を、障害福祉課に就労支援室を、医務課に医療人材政策室を、健康増進課にがん撲滅特別対策室を、産業政策課にDX・スタートアップ推進室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に城原川ダム等対策室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p><b>第22条 略</b></p> <p>2 政策部に政策総括監、政策調整監（政策又は企画の調整を総括する職員をいう。以下「政策調整監（甲）」という。）<u>、調整監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に企業立地総括監を置くことができる。</u></p> <p>3～7 略</p> <p>8 <u>調整監は、上司の命を受けて、防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請に係る同省等との調整に関して政策部長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p><u>9～13 略</u></p> <p><b>第23条 略</b></p> <p><u>2～6 略</u></p>	<p>進室を、くらしの安全安心課に交通事故防止特別対策室を、障害福祉課に就労支援室を、医務課に医療人材政策室を、健康増進課にがん撲滅特別対策室を、産業政策課にDX・スタートアップ推進室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に城原川ダム等対策室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p><b>第22条 略</b></p> <p>2 政策部に政策総括監、政策調整監（政策又は企画の調整を総括する職をいう。以下「政策調整監（甲）」という。）及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に企業立地総括監を置くことができる。</p> <p>3～7 略</p> <p><u>8～12 略</u></p> <p><b>第23条 略</b></p> <p><u>2 政策部に政策調整監（政策及び企画の調整を推進する職をいう。以下「政策調整監（乙）」という。）及び調整監を置くことができる。</u></p> <p><u>3～7 略</u></p> <p>8 <u>政策調整監（乙）は、上司の命を受けて、政策及び企画の調整に関する事務を掌理する。</u></p> <p>9 <u>調整監は、上司の命を受けて、防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請に係る同省等との調整に関して政策部長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p>

改正前	改正後
<p>7～14 略</p> <p><b>第27条の2</b> 政策部に、政策部長、政策総括監、政策調整監（甲）、<u>調整監及びさがデザイン総括監</u>を補佐するため、政策調整監（政策及び企画の調整を推進する職員をいう。以下「<u>政策調整監（乙）</u>」という。）、さがデザイン推進監、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職（さがデザイン推進監を除く。）は、上司の命を受けて次に掲げる事務を処理するものとし、<u>政策調整監（乙）</u>は、その事務を掌理する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 略</p>	<p>10～17 略</p> <p><b>第27条の2</b> 政策部に、政策部長、政策総括監、政策調整監（甲）、さがデザイン総括監、<u>政策調整監（乙）及び調整監</u>を補佐するため、政策調整監（政策及び企画の調整の一部を推進する職をいう。以下「<u>政策調整監（丙）</u>」という。）、さがデザイン推進監、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職（さがデザイン推進監を除く。）は、上司の命を受けて次に掲げる事務を処理するものとし、<u>政策調整監（丙）</u>は、その事務を掌理する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年10月7日から施行する。  
(佐賀県財務規則の一部改正)
- 2 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第22条第2項</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第23条第2項</p>

改正前	改正後
<p>に規定する<u>政策調整監</u>（以下「<u>政策調整監（甲）</u>」という。）及び<u>当該政策調整監（甲）</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第23条第2項に規定する<u>推進監</u>（以下「<u>推進監</u>」という。）及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 <u>政策調整監（甲）</u>、<u>推進監</u>、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育委員会事務局の課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項、第27条第1項及び第27条の2第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、消防保安室長、防災航空センター準備室長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、<u>情報化推進室長</u>、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、就労支援室長、医療人材政策室長、がん撲滅特別対策室長、DX・スタートアップ推進室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教育室長、生徒支援室長並びに人権・同和教育室長</p>	<p>に規定する<u>政策調整監（乙）</u>（当該職が置かれていない場合は、<u>当該職が推進すべき事務を総括する組織規則第22条第2項に規定する政策調整監（甲）</u>のうちから知事が指定する職員（この号及び次号において単に「<u>政策調整監</u>」という。）及び<u>当該政策調整監</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第23条第3項に規定する<u>推進監</u>（以下「<u>推進監</u>」という。）及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 <u>政策調整監</u>、<u>推進監</u>、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育委員会事務局の課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項、第27条第1項及び第27条の2第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、消防保安室長、防災航空センター準備室長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、<u>デジタルイノベーション室長</u>、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、就労支援室長、医療人材政策室長、がん撲滅特別対策室長、DX・スタートアップ推進室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教育室長、生徒支援室長並びに人権・</p>

改正前	改正後
をいう。 (7)～(20) 略	同和教育室長をいう。 (7)～(20) 略

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

3 佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則<u>第22条第2項</u>に規定する政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第2項に規定する推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則<u>第23条第2項</u>に規定する政策調整監（乙）（当該職が置かれていない場合は、当該職が推進すべき事務を総括する組織規則第22条第2項に規定する政策調整監（甲））のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定する推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>